

令和4年4月8日

一般社団法人 保険乗合代理店協会  
保代協ホームページへの会員活動情報掲載に関する規定

本規定は当協会内におけるものであり、令和4年4月8日の臨時理事会の承認をもって発効する。

第1条（目的）

本規定は、会員の事業活動を支援することを目的とし、以下に定める要領を遵守し、運用するものとする。

第2条（運営）

運営は当協会事務局が担当し、事務局の定めるスケジュールに従い、会員の事業活動の広報、宣伝に資するものとする。

第3条（具体的な広報、宣伝）

会員は、当協会のトップページに「30文字以内」の「キャッチフレーズ」とリンク先の自社の管理するURLを事務局に提出する。事務局は、その内容を確認し当協会ホームページに「キャッチフレーズ」を掲載する。

第4条（キャッチフレーズについて）

当協会は定款上、営利目的を排除しており、「キャッチフレーズ」においても営利目的が「過度」となるものは掲載をしない。なお、30文字には会員企業名は加算しないものとする。リンク先にては費用発生の有無等、当協会からの遷移であることを十分に理解し、当協会の品位、定款上の目的などに抵触しないことを十分配慮しなければならない。

好事例：

- ① この度、新型「〇〇保険」を発売いたします（20文字）
- ② この度、営業研修の新刊「XXXXXXXX」を発刊しました（27文字）
- ③ 来月にXXXXXセミナーを開催します。詳細はクリックください（30文字）
- ④ 顧客管理システム「XXXX」はこの度、新機能を開発しました（30文字）
- ⑤ 来月はXX日に入社面接をいたします。詳しくはクリックを！（28文字）

#### 第5条（本規定が軌道に乗るための善管注意義務）

会員各位は、当協会のホームページから自社管理の Web サイトに閲覧者がリンクを自ら遷移した場合、そこからの責任は掲載会員と閲覧者の 2 者間の問題であり、当協会は一切関与しない。また、掲載数が多くなった場合は、会員種別ごと、会員名のみなどの掲載を行う等、必要に応じて運用を変更するものとする。当初の申し込みは当月中旬、掲載は翌月 1 日を想定する。

#### 第6条（反社会的勢力との関連性）

掲載する内容は公序良俗に反したものでないことは当然ながら、関連する委託業務並びに関係者に反社会的活動に組みするものが存在することはありえない。発覚した場合は、掲載を今後一切受け付けず、かつ定款に則り退会勧告を行うことがある。

#### 第7条（運営における諸問題への解決）

本規定を行うにあたり、事務局、会員が協議する場合には双方誠意をもってこれを解決することに最善を尽くす。しかしながら相互理解が進まない場合は最終的には理事会の判断を決定」とする。

以上